

貴自治体名 名古屋市

01 名古屋市

懇談日時 11 月 5 日 (木) 午後 2 時 00 分～ 4 時 00 分

懇談会場 東庁舎 5 階大会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険及び高齢者福祉施策

①～④、⑥～⑨、⑪、⑬、⑮～⑳ 担当課(介護保険課) 電話(052-972-2591) FAX(972-4147)

⑤⑨⑫⑭ 担当課(地域ケア推進課) 電話(052-972-2547) FAX(955-3367)

⑫⑬ 担当課(高齢福祉課) 電話(052-972-2542) FAX(955-3367)

⑬ 担当課(障害企画課) 電話(972-2585) FAX(951-3999)

⑩ 担当課(作業課) 電話(972-2394) FAX(972-4133)

- ① 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
(☐) ない (☐) ある → 実施年月 (年 月) 2014年度実績 () 件 () 円
- ② 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
(☐) ない (☐) ある → 実施年月 (年 月) 2014年度実績 () 件 () 円
- ③ 特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (5,336) 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在)
- ④ 介護給付費準備基金について
2013年度末の残高(1,657,641)千円
2014年度末の残高(1,634,199)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤ 地域包括支援センター設置数(29(16))箇所 直営(0)箇所、委託(29(16))箇所※()内は分室別掲
職員配置人数(280)人 正職員(126)人、非正規職員(154)人
- ⑥ 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
(☐) 実施している → 実施年月日(平成 18 年 1 月 1 日) 2014年度実績(6,535)件
() 検討中である () 実施の予定がない
- ⑦ 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
() 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績() 件
() 検討中である () 実施の予定がない 2015 年度中に実施予定
- ⑧ 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
() 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績() 件
() 検討中である (☐) 実施の予定がない
- ⑨ 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(☐) 実施している () していない () 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週 7 日まで、1 日につき昼食又は夕食の 1 回
	1 日平均利用者数(2014年度)	【介護保険生活援助型配食サービス】 総延べ食事数(1,924 千)食 ÷ 年間配食日数(365) 日 = 1 日当たり平均(5,271) 食 【高齢者自立支援配食サービス】 総延べ食事数(36,344) 食 ÷ 年間配食日数(365) 日 = 1 日当たり平均(99.5) 食
	1 食あたりの助成額	配食経費の一部 【介護保険生活援助型配食サービス】180 円又は 160 円 【高齢者自立支援配食サービス】 ○ 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方:180 円 ○ 生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付対象者:200 円 ○ 上記以外:90 円

	1食あたりの利用者負担額	配食経費の一部+食事代(実費) 【介護保険生活援助型配食サービス】 20円又は40円+食事代(実費) 【高齢者自立支援配食サービス】 ○ 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方:20円+食事代(実費) ○ 生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付対象者:食事代(実費) ○ 上記以外:110円+食事代(実費)
会 食 方 式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	なごやか収集
対象者の要件	①65歳以上で介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの世帯 ②身体障害者手帳の所持者でひとり暮らしの世帯 ③精神障害者保健福祉手帳の所持者でひとり暮らしの世帯 ④愛護手帳の所持者でひとり暮らしの世帯 ⑤その他、上記に準ずる世帯
1カ月平均利用者実数(2014年度)	3,678人(27年度末時点)

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある (○)助成制度はない ()検討中である	
制 度 内 容	()介護保険に上乗せして実施している	
	上乗せの助成額	
	利用者実数(2014年度)	
	()介護保険利用者以外の助成制度がある	
	対象者と、その要件	
	助成額	利用者実数(2014年度)

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

・高齢者福祉相談員の訪問活動 ・福祉電話貸与事業(環境的に孤独な生活をしている電話のない低所得の方に福祉電話を貸与し、定期的に電話による相談や安否確認を行うもの) ・ひとり暮らし高齢者緊急通報事業(あんしん電話)(心臓病など慢性疾患があると認められる方に、緊急通報装置を貸与する。また、相談ボタンを押すことで、看護師等が常駐するコールセンターへ24時間365日相談することが可能) ・生活援助軽サービス事業(臨時的・一時的な日常生活上の援助を行う) ・高齢者の孤立防止の取組みを促進するため、市内29か所のいきいき支援センター(地域包括支援センター)に専任の見守り支援員を各1名配置している。孤立しがちな高齢者に対し個別のケースワークを行っている。併せて、対象者の安否確認、孤独解消のため、ボランティアによる見守り電話事業(いきいきコール)を実施し、対象者に定期的に電話をかける事業を実施。 ・新聞販売店との協定、及び見守りの協力事業者登録制度を設け、民間事業者による見守り活動を実施。
--

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である											
	地域巡回バスの名称	地域巡回バス											
	利用料	高齢者(注1 歳以上)()円、障がい者(注2)円 一般(210)円、子ども()歳～ ()歳(注3)円 注1 高齢者:4月1日時点で60歳以上の場合、市バス全線・3か月10,000円の「特得60バス定期」を購入できる。 (参考:通勤定期3か月25,650円) 注2 障がい者:身体障害者等の福祉関係割引制度適用者は、大人100円、小児50円。ただし、名古屋市の福祉特別乗車券を有するものは無料。 注3 子ども:小児(6歳以上12歳未満(小学生))は100円、幼児(1歳以上6歳未満(小学校入学前))は保護者1人につき2人まで無料、幼児のみの場合は小児料金。乳児(1歳未満)は無料。											
	その他特記事項	平成27年4月1日より、地域巡回バス全系統で運行時間帯を拡大し、従来の9時台から16時台の運行に加え、8時台または17時台に1往復増便した。 敬老バスを交付(平成26年度交付数:325,861件) 障害者福祉特別乗車券を交付(平成26年度交付枚数:111,055枚)											
2014年度の運行実績		22系統×往復各8運行(計16運行)×365日=64,240運行/年											
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である											
		各対象者の要件及び助成内容											
	高齢者	助成なし											
	障がい者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付対象者</th> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉タクシー利用券</td> <td> - 身体障害者手帳1・2級 - 愛護手帳1・2度 - 身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度 - 精神障害者保健福祉手帳1級 </td> <td> 一乗車740円を上限として実際にかかった金額 ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚 </td> </tr> <tr> <td>リフト付タクシー利用券</td> <td>身体障害者手帳1・2級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方</td> <td> 一乗車2,200円を上限として実際にかかった金額 ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚 </td> </tr> </tbody> </table> ※障害者福祉特別乗車券との選択制			区分	交付対象者	助成内容	福祉タクシー利用券	- 身体障害者手帳1・2級 - 愛護手帳1・2度 - 身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度 - 精神障害者保健福祉手帳1級	一乗車740円を上限として実際にかかった金額 ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚	リフト付タクシー利用券	身体障害者手帳1・2級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方	一乗車2,200円を上限として実際にかかった金額 ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚
	区分	交付対象者	助成内容										
	福祉タクシー利用券	- 身体障害者手帳1・2級 - 愛護手帳1・2度 - 身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度 - 精神障害者保健福祉手帳1級	一乗車740円を上限として実際にかかった金額 ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚										
リフト付タクシー利用券	身体障害者手帳1・2級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方	一乗車2,200円を上限として実際にかかった金額 ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚											
要介護認定者	助成なし												
2014年度の助成実績	519,232,426円												

- ⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
実施事業の名称	高齢者サロンの整備等生活支援推進事業
助成対象	以下の要件を満たす高齢者サロン ・毎月2回以上、一定の場所で定期的に開催 ・毎回の参加者が5人以上
助成金について	開設助成…金額(50,000)円上限 → (○)1回のみ 運営助成(小規模型5人以上)…金額(2,000)円 → (○)月額 (大規模型25人以上)…金額(10,000)円 → (○)月額
助成箇所数	27年度予算 開設助成30箇所 運営助成(小規模型)200箇所 (大規模型)10箇所

- ⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2014年度実績)は (1,123)枚

2)認定書は()毎年発行している

(○)1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2014年度()件

()認定書を送付している → 2014年度()件

(○)自動的には送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

(○)次のような方法で判断している(介護認定時の認定調査票、または職員の聞き取りによる状況確認により判断)

⑯介護保険サービス利用人数について (81,597)人(——年——月—現在)(平成27年3月審査分)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について (不明)人(——年——月—現在)

⑱施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない

⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について ()助成している (○)助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について (○)認めている ()認めていない

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない

2. 生活保護

担当課(保護課)電話(052-972-2552)FAX(052-972-4148)

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数 (22,784)件、申請件数 (7,693)件、そのうち保護開始件数 (7,323)件

②2015年4月1日時点 4月中の受給世帯数と人数 (38,199)世帯 (49,123)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数 (4月中世帯数で算出)	人数 (4月中受給者数で算出)
2014年4月1日現在	344人	3年4カ月	0人	110世帯	143人
2015年4月1日現在	351人	3年3カ月	0人	109世帯	140人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか (○)ある ()ない

「ある」場合 配置している人数(6)人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月(2013)年(4)月

その職員が担当している業務(粗暴ケース等支援困難ケースの同行訪問や関係先調査及び不正受給事案に対する告訴等の検討支援等の補助業務)

「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中
 計画が「ある」場合の配置予定時期と人数(年 月)()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

() 自立相談支援事業()直営 ()委託 → 委託先(名古屋くらしサポートコンソーシアム、生活困窮者支援共同事業体、社会福祉法人芳龍福祉会)

() 住宅確保給付金の支給 ()直営 (※)委託 → 委託先(相談・受付は名古屋くらしサポートコンソーシアム、生活困窮者支援共同事業体)

() 就労準備支援事業()直営 ()委託 → 委託先(名古屋くらしサポートコンソーシアム、生活困窮者支援共同事業体)

() 一時生活支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先(社会福祉法人芳龍福祉会、民間旅館)

() 家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → (名古屋くらしサポートコンソーシアム、生活困窮者支援共同事業体)

() 学習支援事業()直営 ()委託 → 委託先(別紙参照)

() その他(記述:)

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (5)カ所 ※平成 27 年 8 月 25 日現在

3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。

() 実施した () していない(個別の世帯の状況に応じて、各区社会福祉事務所が例外措置の適用を適切に判断しております。)

実施した場合の周知方法()

3. 税の滞納について 担当課(財政局税務部収納対策課)電話(052-972-2357)FAX(052-972-4123)

①滞納整理マニュアルはありますか ()ある ()ない

②2015年3月31日現在の滞納者の件数

市(町村)県民税 (不明)件中(不明)件

国民健康保険税 (347,326)件世帯中 (52,579)件世帯

(滞納世帯数には資格喪失済みの 18,565 世帯を含む)

固定資産税 (不明)件中(不明)件

(参考)2015年5月31日現在の滞納者の件数 : 47,838 人
 ※税目ごとの集計は行っておりません。

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(不明)件 許可件数(不明)件

2)換価の猶予の適用件数(不明)件

3)滞納処分の停止の適用件数(15,205)件 ※2015年5月31日時点

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)()

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

1)の申請件数の集計は行っておりません。1)の許可件数、2)の適用件数については、2015年5月31日時点の件数を集計中。

④～⑥については、地方滞納整理機構に参加していないため、該当なし。

⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか

() 引き継ぐ () 引き継がない

4. 国民健康保険 担当課(保険年金課)電話(052-972-2564)FAX(052-972-4148)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2013年度	2014年度	2015年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (10.39) %	× (10.44) %	× (9.86) %
	資産割	固定資産税額	× (-) %	× (-) %	× (-) %
	均等割	加入者1人につき	50,793 円	52,433 円	50,818 円
	平等割	1世帯につき	- 円	- 円	- 円
1人当たり調定額(平均保険料)			90,151 円	(算定中)円	円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			12,397 円	(算定中)円	17,122 円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	76,244 円	172,244 円	276,644 円
	介護分	13,436 円	34,418 円	58,794 円
	後期高齢者支援分	25,388 円	57,420 円	92,276 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	63,248 円	175,272 円	249,172 円
	後期高齢者支援分	21,092 円	58,488 円	83,188 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	87,636 円	161,536 円	235,436 円
	後期高齢者支援分	29,244 円	53,944 円	78,644 円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ・世帯の平成 26 年中の所得の合計が(66 万円+35 万円×被保険者数)以下の世帯
- ・「保険料の減額」に該当している世帯

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ①、②をともに満たす世帯
 - ①前年中の所得が 1,000 万円以下
 - ②今年の見込所得が 264 万円以下かつ前年中の所得の 10 分の 8 以下

④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している→(3,851) 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
() 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
世帯数(394) 世帯 内、乳幼児(150) 人、小学生(260) 人、中学生(146) 人、高校生世代(171) 人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数(29) 世帯 内、乳幼児(9) 人、小学生(14) 人、中学生(8) 人、高校生世代(12) 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
(○) 国の基準どおり実施している
() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どものいる世帯
() 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に入院加療を必要とする緊急の医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定されるとき。
世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に日常生活に重大な支障が生じることが明らかで、医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定されるとき。

⑤短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内() 人 ・2カ月() 人 ・3カ月() 人 ・4カ月() 人

・5カ月()人 ・6カ月()人 ・1年()人 ・その他(期間別の統計は取っていない。発行総世帯数 10,466 世帯)

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(☐) 通常の保険証と同じ

() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

1) 差し押さえの基準(督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯のうち差押可能な財産がある場合)

2) 分納者への対応(十分に滞納保険料を支払うことができると判断される世帯については、公平性の確保のため、滞納保険料の早期解消に向けた支払いを求めたうえで支払いがなければ差押をすることがある。)

3) 予告通知書の発行(3,048)件

4) 差押え件数 不動産(29)件 預貯金(2,497)件 生命保険(281)件(内学資保険(不明)件)
その他(479)件(給与等)

5) 競売などによる現金化 (4,388)件 (330,199,872)円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (統計は取っていない)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ()人

3) その他

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(☐) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(☐) 設けている () 検討中である () 設けていない

3) 2014年度の減免件数 (9)件 減免金額 (9,226,726)円

⑨ 高額療養費について

() 自動払いしている () 申請書を送付している (☐) 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 () 公開していない (☐) 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 (☐) ない () ある → () 人

5. 高齢者医療など 担当課(医療福祉課)電話(052-972-2572)FAX(052-972-4148)

① 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

() 対象にしている () 縮小して対象にしている (☐) 県基準どおりにした

② 上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

70～74 歳及び 75 歳以上の市民税課税世帯のねたきり・認知症の方を対象としている。(障害高齢者と同様の所得制限あり。)

③ 2015年8月1日現在の対象者※平成27年7月末現在

後期高齢者医療被保険者 (258,797)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (52,983)人

内 ひとり暮らし非課税者(—)人

└ その他の県基準を上回る市町村独自対象者(9,197)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(3,279)人 短期保険証発行人数(315)人

差し押さえ(2014年度) 件数(57)件、金額(15,493,039)円

6. 子育て支援策 担当課(① 子育て支援課)電話(052-972-3083)FAX(052-972-4416)
 担当課(② 学事課)電話(052-972-3217)
 担当課(③ 学校保健課)電話(052-972-3083)
 担当課(④ 児童虐待対策室)電話(052-972-3979)FAX(052-972-4419)
 担当課(⑥ 保育企画室)電話(052-972-2524)FAX(052-972-4146)

※2015年9月1日現在をご記入ください。

- ①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

通院に係る助成について、対象者を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大している。

②就学援助

- (○)入学説明会 (○)入学式 (○)始業式 (○)ホームページ (○)市広報
 (○)その他(区役所での児童扶養手当受給者に対する広報。転入学者等に対しては随時。)

- 2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.0)倍

- 3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

- ()就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】
 ()何もしていない
 (○)その他(下欄にご記入ください)

所得基準の算出に、平成25年4月1日の生活保護基準を用いたため、生活保護基準見直しの影響は及ばなかった。

- 4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2,457,000)円
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,124,000)円

- 5)申請書の受付先 ()市町村窓口 (○)学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

- 6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である (○)必要ない

- 7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	23,631 人	24,360 人
受給割合	14.5%	14.8%
支給額	1,483,609 千円	1,492,901 千円

14年度の受給者数は3月31日現在の人数です。

15年度の支給額は予算額、受給者数は予算人数です。

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 (○)現物支給 (○)償還払い ()その他

- 9)就学援助の項目について ※小学校 ※中学校

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費
 (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
 (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
 ()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
 (○)その他(食物アレルギー管理指導費)

③学校給食について(2015年度)

- 1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。
 (☐) 食べられている (☐) 未納者には給食支給を停止している (☐) その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

経済的に困りの保護者には、就学援助制度の利用を案内。

- 2) 給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	263校	262校	校	校	校	230円
中学校	112校	校	3校	校	校	280円(牛乳 代別)円

※中学校の内、108校は民間調理場方式

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

- 1) 件数(1,969)件 対応職員(93)人、うち専門職(93)人
 2) 専門職の職種について (74)児童福祉司 ()社会福祉士 ()臨床心理士 ()保健師
 ()保育士 ()教員 (19)その他(児童心理司)

3) 現状に対する課題

- ・児童虐待対応のためのマンパワーの不足
- ・職員の児童虐待対応に関する専門性の向上

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

- ・虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を行う「特定妊婦訪問支援モデル事業」を実施
- ・「名古屋市児童を虐待から守る条例」で定める5月・11月の児童虐待防止推進月間における広報啓発活動を実施
- ・児童虐待に対し迅速かつ的確な初期対応を行うため、児童相談所、社会福祉事務所、保健所において対象ケースの情報を共有する電算システムを整備
- ・児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により 24 時間・365 日の体制で受け付け、児童虐待の発生予防及び早期発見を図る「なごやっ子 SOS」を実施

⑤児童のいじめに対する対応策はどのようにしていますか。

いじめ防止教育プログラム「なごやING(いじめのない学校づくり)キャンペーン」の全校実施
 「学校生活アンケート」の全校実施、スクールカウンセラーの全校配置、ネットパトロールの実施
 「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の開催 など

⑥保育について

- 1) 育休取得の場合、上の子の保育利用について
 (☐) 取り消し(育休退園) (☐) そのまま通園
 (☐) その他[在園児は年齢に関わらずそのまま通園、3 歳以上であれば新規申込も可]
- 2) 短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。
 (☐) ある ※現場の混乱がないよう、中途変更を行っている (☐) ない

7. 障害者施策 担当課(障害者支援課)電話(052-972-2639)FAX(052-972-4149)

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	6,321	104.9	585.5	39.5
重度訪問介護	1,499	99.0	1140	151.8
行動援護	399	100.0	373	98.0
同行援護	826	102.1	231	56.1

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(6,258)人 最多支給時間数(200.5)時間 平均支給時間数(50.7)時間

③訪問系サービスの支給基準 (☐)あり (☐)なし

④計画相談支援の8月利用実績 (1,919(5月利用実績))人

2014年度中に完全実施 (☐)した (☐)できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

居住地特例により他市町村に居住地がある方の場合に、事業者数が少ないため、計画を作成できる計画相談支援事業者が見つからないケースがある。

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数(1,244)人(26 年 4 月 30 日現在)

対昨年同月比(121.8)%

2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(49.9)時間

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(593)人(26 年 4 月 30 日現在)

訓練等給付支給決定者数(152)人(26 年 4 月 30 日現在)

⑦通院時の院内介助について (☐)認めている (☐)認めていない

⑧入院時のヘルパー派遣について (☐)認めている (☐)認めていない

9. 健診事業 (健康増進課 (特定健診:保険年金課))電話(052-972-2637)FAX(052-972-4152)

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		前年度 受診率
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		☐ 個別・ ☐ 集団	なし	☐ 可・ ☐ 不可	なし	☐ 可・ ☐ 不可	26.4% 25 年度
がん検診	胃がん	☐ 個別・ ☐ 集団	500 円	☐ 可・ ☐ 不可	500 円	☐ 可・ ☐ 不可	10.6 %
	大腸がん	☐ 個別・ ☐ 集団	500 円	☐ 可・ ☐ 不可	500 円	☐ 可・ ☐ 不可	22.4%
	肺がん	☐ 個別・ ☐ 集団	500 円	☐ 可・ ☐ 不可	500 円	☐ 可・ ☐ 不可	19.5%
	子宮がん	☐ 個別・ ☐ 集団	500 円	☐ 可・ ☐ 不可		☐ 可・ ☐ 不可	52.7%
	乳がん	超音波		☐ 可・ ☐ 不可		☐ 可・ ☐ 不可	
		マンモグラフィ	500 円	☐ 可・ ☐ 不可	500 円	☐ 可・ ☐ 不可	36.6%
	前立腺がん	☐ 個別・ ☐ 集団	500 円	☐ 可・ ☐ 不可		☐ 可・ ☐ 不可	29.5%
歯周疾患		☐ 個別・ ☐ 集団	なし	☐ 可・ ☐ 不可		☐ 可・ ☐ 不可	10.2%

②乳がん検診(マンモグラフィ)時の視触診について

(☐)実施している (☐)実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(☐)実施している → 健診内容 (☐)特定健診と同じ (☐)特定健診とは異なる

(☐)実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

(☐)節目年齢に限定せず毎年受けられる (☐)40・50・60・70歳の年に受けられる

(☐)その他(80歳の年に受けられる)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	平成 27 年 7 月
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	平成 27 年 7 月 16 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	平成 27 年 7 月
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	平成 27 年 7 月
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	平成 26 年 11 月
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

【3】次の資料(各 1 部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」
- ⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)
- ⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました